目　　次

第1節　総　則 2
　1．目的 2
　2．上位の法令、規程 2
　3．適用範囲 2

第2節　契約審査に係る手数料 3
　4．一般事項 3
　4．1　手数料算定式 3
　4．2　手数料の徴収 4
　5．手数料の特例措置 4
　5．1　合同審査 4
　5．2　マルチサイト事業者 6
　5．3　関連事業所等 6
　5．4　外国事業者 7

第3節　その他 7
　6．管理部署 7

附則 7

別表1 10
別表2 10
別表3 11

認定業務に係る手数料規程

第１節　総　則

１．目的

この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）組織規程（企画－法Ａ－組織規程）第１２条第１項第十二号に基づき、機構が実施する認定業務に係る手数料（法令に別段の定めがあるものを除く。）について必要な事項を定めることを目的とする。

備考：法令で規定されている手数料としては、次のものがある。

- 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の申請手数料（計量法関係手数料令（平成５年政令第３４０号））
- 計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）の申請手数料（計量法関係手数料令（平成５年政令第３４０号））
- 産業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）の申請手数料（産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和２４年政令第４０８号））

２．上位の法令、規程

(1) 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成１１年法律第２０４号）
(2) 組織規程（企画－法Ａ－組織規程）
(3) 手数料設定基準規程（企画－法 Ｂ－手数料規程）

３．適用範囲

この規程は、組織規程第１２条第１項第十二号に基づき、機構が実施する次の契約審査に係る手数料に適用する。

(1) JCSS 業務及び JNLA 業務のうち、多角的承認取決めに対応する認定を申請した事業者に対して行う初回認定審査
(2) JCSS 業務及び JNLA 業務のうち、多角的承認取決めに対応する認定を受けた事業者に対して行うサーベイランス審査、追加認定審査、再認定審査及び臨時審査
(3) ASNITE 認定を申請した事業者に対して行う初回認定審査
(4) ASNITE 認定を受けた事業者に対して行うサーベイランス審査、追加認定審査、再認定審査及び臨時審査

備考：ASNITE 認定業務には、次の対象プログラムがある。

① ASNITE 校正事業者の認定（ASNITE 校正）
② ASNITE 試験事業者の認定（ASNITE 試験）
③ ASNITE 標準物質生産者の認定（ASNITE 標準物質生産者）
④ ASNITE 製品認証機関の認定（ASNITE 製品）

第２節　　契約審査に係る手数料

４．一般事項

４．１　手数料算定式

機構が実施する契約審査の手数料の基本的考え方は、基本料（審査員人件費相当額及び審査旅費等相当額を除く認定業務に直接かかる費用）、審査員人件費相当額及び審査旅費等相当額（外国事業者の場合は審査旅費）から算出した費用相当額を徴収するものとする。

この規程において審査員とは、契約審査の業務に従事する者として、認定統括官が定める資格を有する者をいう。

審査旅費等相当額は、審査の場所は考慮せず、過去の実績額に基づいて算出している。

なお、本規程において現地審査とは出張を伴う審査を示す。

この基本的考え方に基づく手数料算定式（税抜）はそれぞれ次のとおりとし、これらの算定式に基づき手数料額（税抜）を算定した後に百円未満を四捨五入する。その後、消費税を加算して1円未満の端数を切り捨てた額を申請者に請求する。

(1) ASNITE の初回認定審査、追加認定審査及び再認定審査に適用する手数料算定式

①（国内事業者の現地審査の場合） X ＋ 間接費（Xの 15%）（円）

X＝ 291,594 ＋ 43,555ab ＋ 29,566a （円）
基本料 審査員人件費相当額 審査旅費等相当額

②（国内事業者の遠隔審査の場合） Y ＋ 間接費（Y の 15%）（円）

Y＝ 291,594 ＋ 43,555ab （円）
基本料 審査員人件費相当額

③（外国事業者の場合） Z_1 ＋ 間接費（Z_1の 15%）（円）

Z_1＝ 291,594 ＋ 43,555ab ＋ 外国旅費a （円）
基本料 審査員人件費相当額 審査旅費

ここで、審査員数a、審査日数b（書類審査日数、現地/遠隔審査日数及び移動拘束日を含む。以下同じ。）は、別表1を適用する（ASNITE製品を除く。）。ASNITE製品の場合は、別表3の共通費と加算費を合計し適用する。

また、外国旅費は機構の出張旅費支給規程（財会－法B－旅費規程）によるものとする。ただし、外国旅費に係る額の算出において、事業者が航空券、外国における移動に係る交通機関の乗車券及び宿泊券を手配し機構に提供した場合にあっては、当該提供を受けたものについて手数料の算出に含めないこととする。

（Z_2は５．４を参照）

(2) JCSS 及び JNLA の初回認定審査、追加認定審査及び再認定審査に適用する手数料算定式（ただし、対象となる申請区分について、JCSS 及び JNLA の登録審査、追加登録審査及び登録更新審査をそれぞれ同時に実施する場合に限る。）

81,267 ＋ 間接費（81,267 の 15%）（円）とする。

(3) JCSS 及び JNLA の初回認定審査、追加認定審査及び再認定審査に適用する手数料算定式（本項(2)の場合を除く。）

本項(1)の手数料算定式における基本料を 193,934（円）に置き換えた手数料算定式とする。
ここで、審査員数及び審査日数は、別表2を適用する。

(4) サーベイランス審査に適用する手数料算定式

本項(1)の手数料算定式における基本料を 224,844（円）に置き換えた手数料算定式とする。
ここで、審査員数及び審査日数は、別表2を適用する（ASNITE 製品を除く。）。ASNITE 製品の場合は、別表3の共通費と加算費を合計し適用する。

(5) 臨時審査に適用する手数料算定式

本項(1)の手数料算定式における基本料を 124,822（円）に置き換えた手数料算定式とする。
ここで、審査員数及び審査日数は、別表2を適用する（ASNITE 製品を除く。）。ASNITE 製品の場合は、別表3の共通費と加算費を合計し適用する。

４．２　手数料の徴収

(1) 手数料は、契約審査に係る申請案件ごとに、審査の開始前に徴収する（臨時審査の場合はこの限りではない。）。

(2) 手数料を徴収した後、審査を開始したかどうかにかかわらず、何らかの理由により、当該申請案件に対する徴収済みの手数料には含まれていない追加の審査等が発生することが明らかになった場合、機構は当該追加の審査等に必要な審査員人件費相当額及び審査旅費等相当額を、当該追加審査等の実施前に徴収する。

備考：「何らかの理由」に該当する事例は次のとおり。ただし、これに限定するものではない。

① 申請者から認定申請書変更届（訂正願）が提出され、審査対象区分数が増加したことにより、審査員数及び審査日数の増加が必要になった場合
② 契約審査を実施した結果、再度、現地確認が必要と判断した場合
③ 現地/遠隔審査を連続した日程で実施することができない場合であり、事業者との協議を踏まえ、別の日程の現地/遠隔審査を追加することになった場合

５．手数料の特例措置

５．１ 合同審査

５．１．１ 合同審査の種類

５．１．１．１ JCSS 又は JNLA の登録（更新）審査と JCSS、JNLA 又は ASNITE の契約審査との合同審査

(1) 合同審査は、基本となる審査（JCSS 又は JNLA の登録（更新）審査）と付加する審査（JCSS、JNLA 又は ASNITE の契約審査）の任意の組合せとする。

(2) 付加する審査は、原則として、一つの契約審査とする。

５．１．１．２ JCSS、JNLA 及び ASNITE の契約審査同士の合同審査

(1) 合同審査は、JCSS、JNLA 及び ASNITE 認定プログラムの契約審査同士の組合せとする。

５．１．２ 合同審査の条件

(1) 合同審査は、次の①及び②の条件を同時に満たす場合に適用できる。
① 合同審査の対象となる事業者の事業が、同一の組織であり、かつ、同一の品質システムで運営されていること。
② 一回の出張（マルチサイト事業者（マネジメントシステムを管理し、品質管理の責任者をおく事業所（以下「主たる事業所」という。）と主たる事業所以外の事業所からなる事業者）は一連の出張）で実施可能であること。

(2) 合同審査は、合同審査の適用を受けようとする事業者からの申出により実施するものとする。

５．１．３ 合同審査の手数料

５．１．３．１ JCSS 又は JNLA の登録（更新）審査と JCSS、JNLA 又は ASNITE の契約審査との合同審査の手数料

(1) 合同審査における手数料の算定は、付加する審査の手数料を減額するものとする。

(2) 基本となる審査と付加する審査に共通する審査員がいる場合、付加する審査の手数料算定に係る審査員人件費相当額及び審査旅費等相当額は、次の①及び②を適用し、手数料を算出する。
① 審査旅費等相当額の算定においては、共通する審査員の人数分を減じる。
② 審査員人件費相当額の算定においては、共通する審査員が実施する付加する審査の審査範囲が、基本となる審査の審査範囲と同一又は包含される場合に限り、当該審査員の人数分を減じる。なお、JCSS において、それぞれの審査の審査範囲は「校正手法の区分」までを考慮して判断する。

ただし、JNLA の登録（更新）審査に ASNITE 試験の契約審査を付加する合同審査であって、当該審査に係る JNLA 試験方法の区分と ASNITE 試験方法の区分が同じ場合、付加する ASNITE 試験の契約審査の手数料は、５．１．３．3による。

５．１．３．２ JCSS、JNLA 及び ASNITE の契約審査同士の合同審査の手数料

(1) ASNITE の同一の認定プログラムの追加認定審査及びサーベイランス審査を合同審査として実施する場合は、４．1(1)の手数料算定式に次の①を適用し、手数料を算出する。
① 追加認定審査に係る申請区分数及びサーベイランス審査に係る認定区分数の合計区分数においては、別表１の追加認定審査の場合における審査員数及び審査日数を適用する。

(2)(1)以外の任意の契約審査同士を合同審査として実施する場合は、組み合わせる各契約審査に適用される４．１各号の手数料算定式のうち最も基本料の高い手数料算定式を用い、次の①及び②を適用し、手数料を算出する。ただし、ASNITE 製品を含む合同審査の場合は③を適用する。
① 審査員数は、チームリーダー１名並びに組み合わせる契約審査の申請区分数又は認定区分数の技術審査に必要な審査員及び技術審査担当（α）の合計とする。
② 審査日数は、組み合わせる契約審査に適用されるそれぞれの別表の審査日数の合計日数を超えない範囲で、必要な審査日数とする。
③ 各契約審査と組み合わせる ASNITE 製品の手数料は、別表3に基づいて別途加算する。この場合において、共通する審査員の人数分の審査旅費等相当額及び審査員人件費相当額を別表３の共通費及び加算費から減じることとする。なお、組み合わせる試験所等の契約審査と ASNITE 製品の契約審査が同一の制度（適合性評価スキーム）に基づく場合、組み合わせる各契約審査に適用される４．１各号の手数料算定式のうち、最も低い基本料を

さらに減じることとする。

５．１．３．３　JNLA 試験区分と同じ ASNITE 試験区分の合同審査に係る手数料

５．１．３．1⑵ただし書に規定する、JNLA 登録（更新）審査に ASNITE 試験の契約審査を付加する合同審査であって、当該審査に係る JNLA 試験方法の区分と ASNITE 試験方法の区分が同じ場合には、付加する ASNITE 試験の契約審査に適用する手数料は、政令で定める JNLA の登録更新申請手数料の算定に係る区分単価（注）の額に ASNITE 試験区分数を乗じた額とする。

（注）産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和２４年政令第４０８号）第５条第２項参照（本規程の施行日現在）。本規程の施行日以降は、その時点で有効な政令を参照のこと。

５．２　マルチサイト事業者

５．２．１　申請又は認定区分数の扱い

ASNITE のマルチサイト事業者の申請又は認定区分数は、主たる事業所の区分と主たる事業所以外の事業所の区分の合計数とする。ただし、主たる事業所と主たる事業所以外の事業所において重複する同一の区分又は主たる事業所以外の複数の事業所において重複する同一の区分は、１区分とする。

５．２．２　マルチサイト事業者の手数料

⑴ ASNITE 認定事業者が別の事業所を追加してマルチサイト事業者になる申請をした場合又はマルチサイト事業者が別の事業所を追加する申請をした場合に適用する手数料は、次のとおりとする。

① 申請区分が既に認定されている区分の場合は、４．１⑴の手数料算定式の基本料を 81,267（円）に置き換えた手数料算定式とする。ここで、手数料算定に係る審査員数及び審査日数は別表１によらず、現地の審査に必要な審査員数及び審査員ごとに必要な審査日数を適用し、審査員ごとに算出した審査員人件費相当額及び審査旅費等相当額を合計する。

② 申請区分が新規の区分の場合は、４．１⑴の手数料算定式とする。ここで、手数料算定に係る審査員数及び審査日数は、別表１の追加認定審査の場合における審査員数及び審査日数を適用する。

⑵ ASNITE のマルチサイト事業者のサーベイランス審査、再認定審査及び臨時審査の場合は、それぞれ４．１⑴、⑷及び⑸の手数料算定式から算出される手数料に、必要に応じて、主たる事業所以外の事業所の現地の審査に必要な審査員人件費相当額及び審査旅費等相当額を、審査員別かつ審査日数別に算出して加算するものとする。

５．３　関連事業所等

⑴ 国内事業者の契約審査の種類に応じて、関連する国内又は外国の事業所、試験・校正サイトを確認する必要がある場合は、契約審査の種類に応じた４．１各号の手数料算定式から算出される手数料に、関連する国内又は海外の審査対象事業所、試験・校正サイト別に必要な審査員人件費相当額及び審査旅費等相当額を、審査員別かつ審査日数別に算出して加算するものとする。

⑵ 外国事業者の契約審査の種類に応じて、関連する国内又は外国の事業所、試験・校正サイトを確認する必要がある場合は、契約審査の種類に応じた４．１各号の手数料算定式から算出される手数料に、関連する国内又は外国の審査対象事業所、試験・校正サイト別に必要な審査員人件費相当額及び審査旅費等相当額（外国事業者の場合は審査旅費）を、審査員別かつ審査日数別に算出して加算するものとする。

備考：関連する事業所とは、例えば、①現地校正に必要な標準器を保管、維持管理している事業所、②環境試験等において、試験場所が異なる事業所にある場合等が該当する。

５．４　外国事業者

ASNITE認定業務における外国事業者の契約審査（当該事業者に対する初回認定審査を除く。）に係る手数料であって、追加認定申請受付時、サーベイランス審査申込受付時又は再認定申請受付時に現地審査への同行人数が確定できないときは、最小の同行人数で手数料を算出し、後日、不足額を追加請求する。この場合、最小の同行人数で算出する手数料の算定式は、４．1(1)③の手数料算定式を修正した以下の算定式とし、このうち審査員人件費相当額の算定に係る審査員数は別表1（追加認定審査及び再認定審査の場合）又は別表2（サーベイランス審査の場合）で定めるものとする。

Z_2＋間接費（Z_2の 15%）（円）

Z_2＝291,594＋ 43,555（a－β）b ＋ 43,555×β×2 ＋ 外国旅費×（a－β）（円）

基本料　審査員人件費相当額　審査員人件費相当額（βの審査日数：2）　審査旅費

備考：①　βは外国の現地審査に同行しない審査員数を意味する。

②　基本料は減額の対象とする。

第３節　その他

６．管理部署

本規程の管理部署は適合性評価推進センター計画課とする。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、平成26年1月15日から施行し、周知期間を設けて平成26年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、平成30年10月29日から施行し、周知期間を設けて平成31年1月1日以降に受理する契約審査に係る申請案件から適用する。

（経過措置）

2．　ASNITE 認定業務で定める「ISO/IEC 17025:2017 の発行に伴う製品評価技術基盤機構認定制度（環境）[ASNITE-T(E)]の認定センター(IAJapan)の移行方針について（平成 30・02・01 評基認第 001 号）」の 2.(3)に基づいて「ISO/IEC 17025:2005 を認定基準とした定期検査（全項

目検査）を申し込むことができる期間」に、ISO/IEC 17025:2005 を認定基準とすることとして受理した定期検査（全項目検査）案件にあっては、認定業務に係る手数料規程第 15 版を適用する。

3　ASNITE 認定業務で定める「ASNITE 試験事業者（IT）プログラムにおける認定基準の ISO/IEC 17025:2005 から ISO/IEC 17025:2017 への移行にかかる方針（平成 30・07・25 評基認第 001 号）」の 2.(1)に基づいて「ISO/IEC 17025:2005 を認定基準とする申請期限」内に、ISO/IEC 17025:2005 を認定基準とすることとして受理した認定申請案件にあっては、認定業務に係る手数料規程第 15 版を適用する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、2019年7月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、2019年9月30日から施行し、周知期間を設けて2020年4月1日以降に受理する契約審査に係る申請案件から適用する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、2020年10月14日から施行し、周知期間を設けて2021年4月1日以降に受理する契約審査に係る申請案件から適用する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、2021年8月20日から施行し、周知期間を設けて2022年4月1日以降に受理する契約審査に係る申請案件から適用する。ただし、3．適用範囲の備考⑤ASNITE検査機関の認定（ASNITE 検査機関）については、施行日をもって適用する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、2023年10月26日から施行し、周知期間を設けて2024年4月1日以降に受理する契約審査に係る申請案件から適用する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、2024年11月7日から施行し、周知期間を設けて2025年4月1日以降に受理する契約審査に係る申請案件から適用する。

附則

（施行期日）

1．　この規程は、2025年11月21日から施行し、周知期間を設けて2026年4月1日以降に受理する契約審査に係る申請案件から適用する。

附則

（施行期日）

1.　この規程は、2026年4月1日から施行し、2026年4月1日以降に受理する契約審査に係る申請案件から適用する。

別表１

・ASNITE の初回認定審査、追加認定審査及び再認定審査（ASNITE 製品を除く。）

申請・認定区分数	１～４区分	５～１２区分	１３区分以上
a：審査員数 b：審査日数	a＝（１＋α） b＝４（初回） b＝３（追加、再認定）	a＝（１＋α） b＝５（初回） b＝４（追加、再認定）	a＝（１＋α） b＝６（初回） b＝５（追加、再認定）

備考１：αはチームリーダー以外の、申請又は認定区分に応じて必要な審査員及び技術専門家の人数。ただし、申請事業者又は認定事業者が技術専門家の審査に係る費用を別途負担する場合は、当該技術専門家の人数をαから減じる。

備考２：技術専門家を海外から招へいする場合は、bに２（移動拘束費）を加える。

備考３：ASNITE 校正事業者の区分は、計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程（適合－部門－JCSS 登録）別表第 1 に定める区分表を準用する。ただし、CIPM（国際度量衡委員会）に登録を行う国家計量標準機関の区分は CIPM の区分を準用する。また、臨床検査用標準計測室にあってはASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手引き（CARP２２）別表１に定める区分表による。

備考４：ASNITE 試験事業者の区分は、ASNITE 試験方法区分一覧表（TERP３２）による。

備考５：ASNITE 試験事業者ITの区分は、ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP２１）による。また、ASNITE 認定事業者が既認定区分内の範囲拡大（保証コンポーネント、評価保証レベル、セキュリティレベル、製品分野などの追加）する場合は、認定区分ごとに１区分として扱う。

備考６：ASNITE 標準物質生産者の区分は、ASNITE 標準物質生産者認定の取得と維持のための手引き（RMRP２２）第１章第２節に定める区分による。

別表２

・４．１(3)で規定する JCSS 及び JNLA の初回認定審査、追加認定審査及び再認定審査

・JCSS、JNLA 及び ASNITE のサーベイランス審査及び臨時審査（ASNITE 製品を除く。）

申請／認定区分数	１～４区分	５～１２区分	１３区分以上
a：審査員数 b：審査日数	a＝（１＋α） b＝２		

（注）別表１の備考１から備考7を準用する。

別表３

・ASNITE の初回認定審査、追加認定審査、サーベイランス審査、再認定審査及び臨時審査（ASNITE 製品に限る。）

	国内／外国認証機関
共通費	契約審査の種類に応じた４．１各号の手数料算定式に次の審査員数（ａ）及び審査日数（ｂ）を適用し、基本料及び審査員人件費相当額を算出し合計する。 ａ：必要な審査員数 ｂ：審査日数は次のとおりとする。 初回認定審査の場合：２ 再認定審査の場合：１．５ 追加認定審査、サーベイランス審査の場合：１ 臨時審査の場合：０
加算費	審査対象事業所(備考1)ごとに見積もった審査員数（ａ）及び審査日数（ｂ）を適用して、審査対象事業所ごとに必要な審査員人件費相当額及び審査旅費を算出して合計する。 ａ：審査対象事業所ごとに必要な審査員数 ｂ：審査対象事業所ごとに必要な審査日数

備考１：審査対象事業所とは、申請のあった認証機関の事業所（認証プロセスの実施に関与している事業所）並びに試験等の評価活動を行う事業所（下請負契約を締結した事業所を含む。）及び認証審査に同行が必要な工場等のうち、実際に審査のために訪問する事業所をいう。

備考２：申請事業者又は認定事業者が技術専門家の審査に係る費用を別途負担する場合は、共通費及び加算費の ａ に当該技術専門家の数を計上しないこととする。